

越谷市学校徴収金管理システム業務 採点基準票

1 評価方法

越谷市学校徴収金管理システム業務について、下記のとおり評価を行い、契約候補者を選定する。

なお、見積価格の総額 9,000,000 円(税込)を超えた場合は失格とする。

※見積価格は保護者が負担する額を除いた、越谷市が負担する金額とする。

(1) 評価概要

企画提案の内容について、技術点(提案書及びプレゼンテーションから評価する)及び見積価格点の採点を行い、その合計点を総合評価点(100点満点)とする。

(2) 評価基準

1～4 技術点(70 点満点) 5 見積価格点(30 点満点) 合:100 点満点

【評価基準票】

評価項目	評価基準	得点
1. 業務目的	本事業の目的や必要性を理解しているか	5点
2. 業務の遂行 能力・実施 体制	(1)学校や教育委員会への導入実績はあるか (導入自治体数、学校数、利用者数等)	10点
	(2)保護者及び学校へのサポート体制は適切か	15点
3. 業務機能要件	(1)要求水準書で示している項目以外に有益な提案はあるか	10点
	(2)操作が保護者目線の分かりやすさ、使いやすさを考慮したものとなっているか。	15点
	(3)学校の操作が分かりやすく、使いやすいものとなっているか	15点
4. 見積価格	見積価格点は、提案者より提出された見積金額を以下の計算式に当てはめて算出する。 見積評価点＝ $30 - \{ (\text{見積額} - \text{委託料限度額の70\%}) / \text{委託料限度額} \} \times 100$ ※1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。 ※委託料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。	30点
合計		100点

2 契約候補者等の選定

このプロポーザルのために組織した審査選定委員会において、プロポーザル参加者の提案書を評価、採点を行い、最高得点を得たものを契約候補者に特定する。総合評価点が上位 1 位となった者を「契約候補者」、上位 2 位となった者を「次点者」として選定する。総合評価点の最高得点者が複数の場合は「技術点」が最上位の者を「契約候補者」とし、「技術点」も同点の場合は、出席委員長及び委員の多数決により決定し、可否同数の時は委員長が契約候補者を決定する。次点者の選定についても同様とする。